

住民税の申告をお忘れなく

ことしも市民税、県民税の
申告時期がまいました。

この申告は、市民税・県民税
の課税資料ならびに所得証明
納税証明など諸証明事項の基
礎となる大切なものです。
忘れずに正しい申告をして
下さい。

申告書の提出期限は三月十
五日までですが、市税務課で
はつぎの日程により各地区ご
とに「申告相談会場」を設け
て、申告書の記載などについ
てご相談や申告を受け付けま
す。

○申告をしていたく方
昭和五十八年一月一日現在
都留市内に住民登録のある
かた、または実際に市内に
居住しているかたでつぎに
該当するかたは、昭和五十
七年中の所得を申告して下
さい。

1. 事業所得（営業、農業、
その他の事業）配当所
得、不動産所得、利子所
得、雑所得等のあつた人
給与所得のほかに所得の
ある人や、給与を二ヵ所
以上から受けている人
給与所得のみのかたで、
つぎに該当する人

- 2. (1) 帳簿等
農業の場合は実際に耕
地
- 1. 申告をお持ちいたく方
昭和五十七年中（一月一
日から十二月三十一日）
の所得のわかるもの
通知したハガキ
- 2. 申告をお持ちいたくもの
印鑑・ハガキ（相談日を
報告書（すでに市へ提出
している者は除く）、ま
たは事業主の証明書（大
工、左官、とび職等に從
事する職人で、賃金を受
けている人は、日給、一
ヵ月に働く日数、平均月
収額、年間所得額）

- (2) 税務署の領収書ま
たは証明書
- 3. (3) 税務署の領収書ま
たは証明書

- 4. 申告をお持ちいたくもの
印鑑・ハガキ（相談日を
報告書（すでに市へ提出
している者は除く）、ま
たは事業主の証明書（大
工、左官、とび職等に從
事する職人で、賃金を受
けている人は、日給、一
ヵ月に働く日数、平均月
収額、年間所得額）

- 5. その他所得のある人で、
所得税の確定申告をする
必要のない人

- 6. 都留市内に住所がなく、
事業所等を有する人

- 7. 申告にお持ちいたくもの
印鑑・ハガキ（相談日を
報告書（すでに市へ提出
している者は除く）、ま
たは事業主の証明書（大
工、左官、とび職等に從
事する職人で、賃金を受
けている人は、日給、一
ヵ月に働く日数、平均月
収額、年間所得額）

- (4) 勤務先から給与支払報
告書の提出がなされてい
ない人

- (5) 雜損控除、医療費控除
を受けられる人

- (6) 昭和五十七年中に退職し
た人

- (7) 生命保険料の領収書ま
たは証明書

- (8) 医療費の領収書、保険
などで補てんされる金額

- (9) 学生は学生証か在学証
明書

申告相談日程表

時間：9時30分～4時

市内全地区	東桂			禾生			盛里			地区			
	上谷・川棚	田原・上谷	三吉	上夏狩公民館	鹿留公民館	十日市場公民館	禾生農協会館	四日市場公民館	田野倉公民館	旧宝小平栗分校	上大幡青年会館	田野倉	会場
市役所大会議室	市役所大会議室	市役所大会議室	市役所大会議室	農村環境改善センター	市役所大会議室	市役所大会議室	市役所税務課	市役所税務課	市役所税務課	2月19日(木)	2月17日(火)	日影、日向、上手	月
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	馬場、神門、久保、曾雄、大平	日
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	厚原、平栗、加畠	月
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	金井、中津森、下大幡	日
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	吉渡、沖、宮下	月
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	小形山、大原	日
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	月見ヶ丘、四日市場	月
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	古川渡、井倉、川茂	日
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	田原・中津森、下大幡	月
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	吉渡、沖、宮下	日
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	桂町、蒼竜峠	月
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	田原一丁目～田原四丁目、上谷一丁目～上谷二丁目	日
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	上谷三丁目～上谷六丁目、川棚、上谷	月
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	中央一丁目～中央四丁目、つる二丁目～つる二丁目	日
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	つる三丁目～つる五丁目、下谷一丁目～下谷四丁目、羽根子、下谷	月
3月15日(火)	3月14日(月)	3月10日(木)	3月11日(金)	3月9日(水)	3月4日(金)	3月3日(木)	3月2日(火)	3月1日(火)	2月25日(火)	2月23日(水)	2月21日(月)	地区の指定日に相談を受けなかった方	日

昨年中に六十万円をこえる
羽数、養蚕は掃きたて数
量

贈与を受けた方は、住所地の
税務署へ贈与税の申告と納税
をする必要があります。

贈与税については、財産の
評価などむずかしい点もあり
ますので、大月税務署

（☎〇五五四二二三一五二）
へご相談下さい。

昭和57年分
贈与税の申告と
納税は

2月1日～3月15日
◎昨年中に財産の贈与
を受けられた方へ